

令和7年度市民活動団体基盤強化事業業務委託の公募に係る説明書

令和7年4月7日に公告した標記業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託事業の概要

- (1) 委託業務名 令和7年度市民活動団体基盤強化事業
- (2) 委託業務の目的

県では、認証後間もないNPO法人など主にスタートアップ期の市民活動団体（※）に対し、事業活動に必要な知識を体系的に学ぶ場や相談、連携・交流の場の提供、情報提供等を実施することで、組織運営の基盤強化を図る。

※「市民活動団体（NPO）」：市民の自発性に基づき、社会や地域の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体（「茨城県協働推進マニュアル～協働ハンドブック～（平成25年（2013年）3月）」P.3）のうち、概ね法人認証後5年以内、活動開始後5年以内のNPO法人や団体をメインターゲットとする。

- (3) 委託事業の内容 委託契約書及び仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (5) 見積限度額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 契約の方法

- (1) 契約方法：随意契約
- (2) 契約の相手方の候補の選定

公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

- (3) 契約の根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）。

3 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年

法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者でないこと。

4 質問の受付・回答方法

(1) 受付期限

令和 7 年 4 月 14 日(月) 午後 5 時まで

(2) 提出先

茨城県 県民生活環境部 多様性社会推進課 多文化・協働グループ 担当：金塚

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-2175

FAX：029-301-2190

E-mail：tasui3@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 提出方法

質疑書(様式第 3 号)をメールにより送付すること。なお、質問を提出した場合は、電話で送付確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、メールに返信をするほか、担当部局のホームページに掲載する。

なお、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わると判断されるものについては、質問者にのみ電子メールで回答する。

5 企画提案に関する提出書類及び提出方法等

(1) 担当部局

上記 4 (2) に同じ

(2) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

- ①プロポーザル提出書(様式第 1 号)・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ②企画提案書(任意様式。但し、次の事項を盛り込むこと)・・・・・・ 10 部
 - ・業務実施方針(業務のトータルコンセプト)
 - ・業務内容(仕様書の各要件に沿うこと。)
 - ・スケジュール
 - ・業務体制
- ③見積書(任意様式)・・・・・・・・・・・・・・ 10 部
 - ・別添仕様書の業務内容の費用ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ④資格要件に係る申立書(様式第 2 号)・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑤会社(法人)概要(任意様式、但し、次の事項を盛り込むこと)・・・・ 10 部
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・過去の同種・類似業務の実績

・担当者名及び連絡先

(3) 提出期限

令和7年4月21日(月)午後5時必着

(4) 提出先

上記4(2)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便)に限る。

持参の場合は、令和7年4月7日(月)から令和7年4月21日(月)までの毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

6 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

プロポーザルの参加に要求される資格要件に係る申立書を審査し、適合している企画提案者より提出された企画提案書について、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査(プレゼンテーションは実施しない)を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については不開示とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

① 理解力・企画力

- ・事業目的と提案内容の整合性が図れているか
- ・研修・交流事業、相談事業、情報発信及び広報の構成及び実施計画が具体的に示されているか
- ・事業実施により期待される効果について明確に示されているか

② 事業実施能力

- ・工程は妥当か
- ・人員配置の妥当性、配置予定者の専門性・実績は伴っているか
- ・県との緊密な連携・調整体制が確保できるか

③ 経費妥当性

- ・経費積算は妥当か
- ・費用対効果は十分な説得力を有しているか

7 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

- (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書の作成を要する。
- (8) 契約の相手方は、契約額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 問い合わせ先

上記 4（2）に同じ